



IRP's Build Back Better 事例(1995年、2011年、日本)
「災害対策基本法」の改正に伴う被災市町村への支援
～壊滅的に被災した市町村への後方支援～

2015年10月27日

☆「災害対策基本法」における市町村の災害対応体制☆

「災害対策基本法」に基づく国・県・市町村各レベルの防災計画は、市町村を災害対応の中核的な担い手として位置づけています。これは中小規模の災害を想定し、被災現場のニーズに沿って細やかな対応を可能にする適切な体制とされていましたが、東日本大震災クラスの大災害においては、市町村職員・庁舎そのものが壊滅的に被災し、市町村中心の災害対応体制は機能不全を露呈しました。また、2000年代に進められた広域市町村合併による基層自治体機能の縮小廃止や、地方財政削減による人員整理の影響で、市町村の災害対応能力も本質的に脆弱化していました。

☆「災害対策基本法」の改正に伴う被災市町村への支援体制☆

従来の「災害対策基本法」では、市町村が機能を喪失した時、(1)都道府県によるバックアップ、(Ⅱ)他自治体による水平支援、(3)市民自主防衛組織等の役割を規定していました。特に後二者は1995年の阪神・淡路大震災の経験を踏まえて1997年に改正されました。東日本大震災において、特に他自治体による水平支援、例えば、関西広域連合の横断的調整が注目され、緊急段階の応急措置である警察・消防・医療救護などの応援派遣のみならず、後続段階での災害救助、復旧復興の技術者提供などでも成果が見られました。しかし、このような支援の体制・責任・予算措置などは明確ではなく、それぞれが試行錯誤で実施した面が強かった。また、支援の態様は被災地への物資・人材の流入が中心で、被災者を安全な地域に避難させる広域避難は進みませんでした。このような下脳制度の問題点について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の検討が行われた結果、2012年、「災害対策基本法」が改正されました。

☆IRP's Build Back Better ポイント☆

「災害対策基本法」の改正により、自治体相互の水平的な応援関係について、被災市町村の直接要請の有無を軸に、二元的な規定が置かれました。まず、被災市町村・都道府県からの応援要請があった場合について、要請を受けた自治体は「応急措置」については応諾義務があるが、「災害応急対策」については自己判断にゆだね応諾義務はない(67条、74条)。他方、被災自治体からの応援要請の有無にかかわらず、都道府県による水平支援の調整機能を明記し(72条)、また 内閣総理大臣による他都道府県への独自の応援要請を規定しましたが、要請を受けた自治体側に応諾義務はない(74条の2)。このように法改正は、水辺支援を促進するというよりも応諾義務の範囲を画し、また上層自治体による調整統括

機能を強化しました。ただし、このような制度設計は、被災自治体が直接要請の声を挙げる機能すら失った緊急事態においては有効な機能が期待できない。そこで、自治体相互の事前の協定締結により、平時からの準備が不可欠と考えられ、今回の法改正でもこの趣旨が盛り込まれました（8条2項12）。

☆参照☆

IRP 国際復興支援プラットフォーム『RECOVERY STATUS REPORT 東日本大震災
2011 復興状況報告書～事例研究～』2013年、48-53頁

内閣府 http://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/kihonhou_01.html

関西広域連合の東日本大震災に対する支援活動概要

https://www.kouiki-kansai.jp/data_upload/1304302624.pdf